

周辺への心くばり

伝統的風景は、そこに住む皆さんの日々の生活により、育まれ維持されています。市民の風景への思いを継承していくために、"周辺への心くばり"を示します。

地域の資産である地蔵堂や道標、八幡堀や背割りの溝などの周辺は伝統的な雰囲気継承できる建物のデザイン又は空間づくりを行います。

地蔵堂や道標、八幡堀や背割りの溝などは、地域の歴史や人の真心を表している大切な資産です。周辺の建物の影間が入らないよう、大切に守っていきましょう。



彩られた井戸(土田町)



愛宕さんと地蔵堂(小船木町)



地蔵堂のあまやどり(西元町)

既存の伝統的な門、塀等はそれらを活かした敷地利用が出来るような計画を行ないます。

伝統的な板塀や屋根塀、屋根門などは町なみの連続性を強調し、風格を感じさせます。それらを活かした風景づくりを行いましょう。



板壁と板塀(中村町)



屋根塀と洋風建物(北之庄町)



屋根門を残した主屋の改築(中村町)

農地などに面する部分は自然との連続性を感じられるようにします。

市街地に残された田畑などの農地は、潤いややすらぎを感じさせる大切な資産です。農地などに面する部分は、花や木を植えるなど自然との調和に配慮しましょう。



緩衝帯として工夫された植栽



木々による農地との調和

道路際のしつらえ、デザインを工夫し町なみの連続性に配慮します。

前庭の緑や石垣、伝統的な門や塀などのしつらえは、そこに住む人の風景に対する心遣いが現れています。道路と宅地の境界際のしつらえ、デザインを工夫して、町なみの連続性や風格を守っていきましょう。



道路際に植栽された庭木による、緑の連続性(多賀町)



道路際、軒庇の統一(小幡町)



道路際のしつらえ(小船木町)



前庭の連続(出町)

玄関先には季節の花木を飾るなど、町なみに彩りを添える心配りを行います。また、商店などは、看板やのれんに伝統色を用いて品格を高めます。

玄関先は家の顔です。季節の草花を飾ることなど彩りを加えて、四季折々の多彩な風景を楽しみましょう。また、商店などは、看板やのれんなどに、その店の歴史や風格、店主の心くばりを表しましょう。



格子に朝顔がよく映える(新町)



おもてなし(本町)



心配りが感じられる手づくりの良さ(仲屋町)

季節の演出(本町)

風景形成基準

区域内の風景を保全・創出していくために、具体的な風景形成基準と、風景エリアごとの特性に応じたレベルを設けました。
基準レベルA及びBの項目は、景観法に基づく「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」です。

 : 共通基準 : 地域の特性を考慮した追加基準

			A：遵守基準(必ず守ることにより、目指すべき風景を形成していきます) B：基本基準(積極的に守ることにより、目指すべき風景を形成していきます) C：推奨基準(取り入れることにより、より良い風景を創出します) 空欄：参考	各計画区域の基準レベル				
				新住宅風景	農村風景	旧八幡風景	京街道風景	八幡堀風景
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	1	県道大津能登川長浜線に面する敷地は、建物の外壁を2m以上後退し、沿道の景観に広がりを与えます。	B				
		2	伝統的様式の建物と調和する位置に通り底を設けることにより町なみの連続性を出します。道路際が空地となる場合は一部分でも瓦付き板塀などを配置します。				A	
	形態・意匠	3	建物は町なみを維持する低層とします。	B				
		4	3階建以上とする場合は、前面道路側及び堀沿いの部分を階下より後退させるなど規模を小さく見せる工夫を行います。				B	
		5	屋根の大半を勾配屋根とし、適度な軒の出を有します。	B				A
		6	勾配屋根の部分は4寸～5寸の勾配とし、切妻又は入母屋形式とします。ただし、倉庫などの附属建物は対象外とします。		B			A
		7	勾配屋根の部分は4寸～5寸の勾配とし、切妻形式とします。特に京街道風景では、棟を京街道と平行に配置します。			B	A	
		8	壁面、開口部等の意匠に配慮し、周辺に威圧感、圧迫感を与えないようにします。また、外壁は、平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果を取り入れるなど工夫を行います。	B				
		9	伝統的な町家がもつ格子、出格子、貫見せのデザインを取り入れる工夫を行いません。			C		
		10	空調室外機、給湯器、ガスボンベ等室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、建物本体や周辺の景観に調和するよう木製格子などの修景措置を行いません。					A
	色彩	11	屋根の色は落ち着いた低彩度色を用います。	A				
		12	八幡瓦色であるいぶし銀色とします。			B		A
		13	壁面の色は落ち着いた色合いを用います。	C		B		A
		14	壁面のベースカラーは伝統的な建築物の色彩を基調色とした低彩度色を用います。また、アクセントカラーを用いる場合も、紅柄色などの伝統色とします。					A
	素材	15	屋根は瓦材とします。部分的に銅板やその他の素材を用いることは可能です。やむを得ず他の素材を用いる場合は、周辺の瓦材と調和のとれた素材とします。			B		A
		16	外壁は、土壁や漆喰、板材など自然素材を用います。					C
	敷地の緑化措置	17	見越しの松や樹容の美しい高木など、既存の伝統的な緑は保存継承していきます。	B				
		18	庭や敷地周辺及び道路沿いには、郷土種を考慮した樹木を適度に植樹します。	C	B			C

			A：遵守基準(必ず守ることにより、目指すべき風景を形成していきます) B：基本基準(積極的に守ることにより、目指すべき風景を形成していきます) C：推奨基準(取り入れることにより、より良い風景を創出します) 空欄：参考	各計画区域の基準レベル				
				新住宅風景	農村風景	旧八幡風景	京街道風景	八幡堀風景
敷地外周物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕	19	フェンスを使用する場合は、黒、茶系とします。公共空間から見ることの出来る付属物なども落ち着いた色彩のものとし、周辺景観及び建物との調和を図ります。	C	B				
		20		B				
		21		B				
その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕	22	金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けます。または、植栽や塀などで囲うなど、むき出しにならない配慮を行います。	A					
	23	威圧感、圧迫感を与えない位置、高さ、意匠とし、落ち着いた色彩を用い周辺景観に馴染ませます。	A					
	24	樹木等により必要に応じて修景緑化を図ります。	B					
	25	電柱は出来るだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮を行います。特に京街道筋と県道大津能登川長浜線沿いは着色柱を用いて町なみの統一を図ります。	A					
	26	木竹の伐採に関しては、樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査の上検討し、風景の急激な変化を避けるようにします。	A					
木竹の植栽又は伐採 (森林の除間伐、整枝や自家の生活の用に必要な木竹の伐採など、通常の管理行為、林業行為、軽微な行為等は対象外)	27	伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じます。	A					
	28	木竹の植樹に関しては、この地に元来ある樹種とします。	A					
	29	掘採、採取に関しては、歴史を考慮し風景の急激な変化を避けるようにします。	A					
鉱物の掘採又は土石類の採取	30	跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じます。	A					
	31	道路その他公共の場から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵します。又は、敷地外周部に植栽等の修景措置を講じます。	A					
屋外における物品の集積または貯蔵	32	のり面は、芝、低木等の植栽による緑化を図ります。これにより難しいときは、石材等の自然素材を用い、これらの素材を用いることが出来ない場合は、これを模したものを用います。	A					
土地の形質の変更								